

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

田原本町長 様

申込者（受入希望者）

住所

氏名

印

田原本町発注の公共工事にともなう建設発生土の受け入れに当たり、田原本町暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第21号。以下「条例」という。）を遵守し、下記のとおり誓約するとともに、今後、下記1及び2に該当する者とならないことを誓約します。

また、田原本町長が警察署長に下記1及び2に関して意見照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）に該当しないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項第3号に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に該当する者をその受注者としないこと。
- 4 前三項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の田原本町長が行う一切の措置について異議を申し立てないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号） 抜粋

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

田原本町暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 2 1 号） 抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町内の事業活動又は町民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第 32 条の 3 第 1 項の規定により公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町内の事業活動又は町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、町、町民等及び関係団体並びに県が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（町の責務）

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民等及び関係団体並びに県と相互に連携を図るものとする。

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号） 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 1 6 7 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

